

研究活動上の不正行為の防止 及び対応に関するモデル規程

全体的な考え方とポイントとなる条項

三木浩一

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

1 モデル規程作成の背景

- 2014年8月26日、文部科学大臣決定「**研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン**」の公表。
- バルサルタン事件、東大分子細胞生物学研究所事件、STAP細胞事件等。
- 2014年7月26日、文部科学省から日本学術会議に5項目の審議依頼。
- 日本学術会議の科学研究における健全性の向上に関する検討委員会の下に研究健全性問題検討分科会を設置。

2 審議依頼事項

- ・特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)以外の不正行為の範囲
(二重投稿・オーサーシップの在り方等)
- 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務、並びに実験データ等の保存の期間及び方法(研究分野の特性に応じた検討)
- その他研究健全化に関する事項
- 研究倫理教育に関する参照基準
- 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル

3 モデル規程の位置づけ

- モデル規程は、ガイドラインを具体化するための参考に供するもの＝**ガイドラインとの整合性の維持**。
- キーとなる文言や期間等の数字は、ガイドラインをそのまま採用。
- **ガイドラインに反しない範囲で独自の規定や一步踏み込んだ考え方を提示**。
- 研究費の不正使用や利益相反に関する対応規定は、盛り込まれていない。
- 大学以外の研究機関にも使用可能な汎用性＝**研究不正への対応に関する普遍的な考え方の提示**。

4 定義規定(第2条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

* EX: 研究データの恣意的な解釈、ギフトオーサーシップ、悪質な二重投稿、実験データ等の意図的な廃棄等？

5 責務規定(第3条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、**他者による不正行為の防止に努めなければならない。**

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する**研修又は科目等を受講しなければならない。**

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、**実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。**

* 資料(文書、数値データ、画像など)の保存期間は、原則として、発表後10年間。

* 試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、原則として、5年間。

6 研究倫理委員会の設置(第7条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(研究倫理委員会の設置)

第7条 ○○(機関名)に、研究者等による不正行為を防止するため、以下の組織体制による研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

2 倫理委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。

3 委員長は、委員のうちから○○によって定める。

.....

7 委員は、次の各号に掲げる者を○○が指名することによって任命する。

(1) ○○(機関名)の○○(○○(機関名)の長、評議員、部局長等)○名

(2) 科学研究について専門知識を有する者○名

(3) 科学研究における行動規範について専門知識を有する者○名

(4) 法律の知識を有する外部有識者○名

8 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

.....

7 倫理委員会の職務(第8条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(倫理委員会の職務)

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 研究倫理についての研修及び教育の企画及び実施に関する事項
- (2) 研究倫理についての国内外における情報の収集及び周知に関する事項
- (3) 研究者等の不正行為の調査に関する事項
- (4) その他研究倫理に関する事項

8 告発の受付(第10条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(告発の受付体制)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、**顕名により**、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 窓口の責任者は、**匿名による告発について、必要と認める場合には、委員長と協議の上、これを受け付けることができる。**

.....

6 **新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合**(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)**は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。**

9 調査の日数(第19条、第22条、第28条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(本調査の決定等)

第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して**30日以内**に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して**30日以内**に、本調査を開始するものとする。

(認定の手續)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して**150日以内**に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

10 研究者の説明責任(第27条、第29条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(不正行為の疑惑への説明責任)

第27条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

11 不服申立て(第31条、第32条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。〇〇(機関名)の長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

(再調査)

第32条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

12 調査結果の公表(第33条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

第33条 ○○(機関名)の長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、○○(機関名)が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

.....

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

.....

6 ○○(機関名)の長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

13 措置・処分(第35条、36条、38条、39条)

日本学術会議 回答「科学研究における健全性の向上について」平成27年(2015年)3月6日

(研究費の使用中止)

第35条 ○○(機関名)の長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第36条 ○○(機関名)の長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を○○(機関名)の長に行わなければならない。
- 3 ○○(機関名)の長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(処分)

第38条 ○○(機関名)の長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 ○○(機関名)の長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第39条 倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、○○(機関名)の長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとることを勧告するものとする。